

平成27年4月27日に総務文教委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## 保育所及び幼稚園等の平成27年度保育料について

### ～内容～

子ども・子育て支援制度の施行に伴い、特定教育・保育施設等の利用者負担について、国が定める水準を限度として、本市が定めるものについて当局から説明があり、調査を行いました。

### ～質疑～

**問：従前に比べ安くなるという表現だったが、どのくらい安くなるのか。**

答：保育所関係の保育料については、階層の認定が所得税から市町村民税に変わることから一概に比較は難しいが、金額の下がる世帯が多い。大体、月額で5,000円から7,000円程度減額となる世帯が多い。幼稚園については、市民税が非課税または均等割のみの世帯については、第1子目は3,000円、2子目は1,500円。所得軽減のない世帯は、第3子以降は無償となっている。

**問：4月から8月分の保育料は前年度の市町村民税、9月から3月分の保育料は当年度の市町村民税の所得によって決定されるのはなぜか。**

答：国の指導による。